

一宮町から転出される方へ

新住所地に住み始めた日から**14日以内**に、次のものを添えて転入の手続きをしてください。

なお、正当の理由がなく、14日以内に転入の手続きをおこなわない場合は、過料に処せられることがありますのでご注意ください。

転入届に必要なもの

1. 転出証明書 2. 届出人の認印 3. 本人確認書類（運転免許証・マイナンバーカード等）

※外国人住民の方は、在留カードまたは特別永住者証明書もお持ちください。

以下に該当するものがありましたら、手続きをお願いします。

	一宮町での手続き等	新住所地での手続き (詳しくはお問い合わせください)
(1) 印鑑登録※	転出(予定)日をもって登録が抹消されます。	必要な方はあらかじめ印鑑登録の申請をしてください。
(2) 住民基本台帳カード マイナンバーカード	手続きはありません。	継続利用をご希望の方は、住所変更が必要です。 必ずカードをお持ちください。
(3) 国民健康保険※	資格喪失をします。認印をお持ちください。 転出(予定)日をもって資格がなくなります。	あらかじめ加入をしてください。
(4) 後期高齢者医療制度※	住所変更をします。認印をお持ちください。 転出(予定)日をもって資格がなくなります。 県外に転出される方は「負担区分証明書等」をお受け取りください。	住所変更をしてください。 県外に転出される方は「負担区分証明書等」をお持ちください。
(5) 公立の小・中学校に通うお子さんがいる方	学校から「在学証明書」「転学児童(生徒)教科用図書給与証明書」をお受け取りください。	転校の手続きをしてください。「在学証明書」「転学児童(生徒)教科用図書給与証明書」をお持ちください。
(6) 介護保険※	資格喪失をします。 本人の認印・振込口座がわかるものをお持ちください。 転出(予定)日をもって資格がなくなります。	住所変更をしてください。
(7) 介護保険の要支援・要介護認定されている方※	「受給資格証明書」の交付を受けてください。	「受給資格証明書」をお持ちください。
(8) 児童手当	資格消滅をします。 転出(予定)日をもって資格がなくなります。	請求者の健康保険証(厚生年金に加入されている方)・預金通帳(振込先口座番号がわかるように)・認印・個人番号のわかるものをお持ちください。
(9) 児童扶養手当	住所変更をします。 証書・認印をお持ちください。	
(10) 特別児童扶養手当	【県外へ転出】 住所変更をします。 証書・認印をお持ちください。	あらかじめ手続きしてください。
	【県内他市町村へ転出】 手続きはありません。	
(11) 子ども医療受給券	受給券をお返しくください。	
(12) 保育施設に通うお子さんがいる方	退所等の手続きが必要です。	保育担当課へお問合せください。
(13) 身体障害者手帳	転出先を報告してください。	住所変更をしてください。 手帳・認印をお持ちください。

(14) 重度心身障害者(児)医療費助成受給券	受給券をお返してください。 認印をお持ちください。	*市町村によって制度が異なります。
(15) 精神障害者保健福祉手帳	【他県・千葉市へ転出】 手帳・認印をお持ちください。	あらためて手続きしてください。
	【県内他市町村へ転出】 手続きはありません。	住所変更をしてください。
(16) 自立支援医療受給者証(精神通院)	【他県・千葉市へ転出】 受給者証・認印をお持ちください。	あらためて手続きしてください。
	【県内他市町村へ転出】 手続きはありません。	住所変更をしてください。
(17) 妊娠中、1才未満のお子さんのいる方	手続きはありません。	母子健康手帳別冊(妊婦・乳児健康診査受診票)を交換してください。
(18) 予防接種予診票をお持ちの方	手続きはありません。	予防接種担当課へお問合せください。
(19) 新型コロナワクチン接種	手続きはありません。	一宮町での接種済証をお持ちになり手続きください。
(20) 療育手帳	転出先を報告してください。	住所変更をしてください。 手帳・認印をお持ちください。
(21) 原付バイク	廃車手続きをし、「廃車証明書」を交付します。ナンバープレート・認印・標識交付証明書をお持ちください。	あらためて手続きしてください。 廃車証明書・認印をお持ちください。
(22) 軽自動車(4輪、125cc以上のバイク等)	手続きはありません。	新住所地を管轄する軽自動車検査協会・陸運局で住所変更の手続きをしてください。
(23) 防災行政無線戸別受信機を貸与されている方	戸別受信機は、町からの貸与品です。 処分せず必ずお返してください。	*防災行政無線事業は、全ての市区町村でおこなっているわけではありません。
(24) 犬を飼っている方	手続きはありません。	犬の登録事項変更届が必要です。 一宮町の鑑札をお持ちください。
(25) 農業集落排水処理施設(し尿・生活雑排水処理施設)を利用していた方	世帯全員または所有者が転出される場合は 休止等の届出をしてください。 処理区域：11～14区、稲荷塚区、矢畑区、原区、新熊区、岩切区、大村区、権現前区、枇杷畑区、釣区、船頭給区、新地区の一部	手続きはありません。
(26) 区・自治会に加入している方	区長等に転出する旨を連絡してください。	あらためて手続きしてください。

※一宮町で交付された保険証や登録証などはお返しいただくか、ハサミを入れて処分してください。

<転出証明書に記載してあることが変更になったとき>

そのまま新住所地に提出して、変更事項を申し出て転入の手続きをおこなってください。

<転出証明書を紛失したとき>

認印、本人確認書類をお持ちいただき、再交付申請をしてください。

<転出を取消すとき>

転出証明書、認印、本人確認書類をお持ちいただき、速やかに取消しの手続きをおこなってください。

<住民票・印鑑登録証明書について>

転出日の前日までに住民票及び印鑑登録証明書が必要なときは、必ず転出証明書をお持ちください。なお、印鑑登録証明書が必要なときは、印鑑登録証も必ずお持ちください。